

春日部市告示 4 7 6 号

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」（昭和 4 4 年農林省令第 4 5 号）第 4 条の 5 第 1 項第 2 7 号の規定に基づく春日部市農業振興地域の農業の振興に関する計画を変更するので、同号ロの規定により公告し、当該計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、春日部市に住所を有する者で、当該計画案に対して意見があるときは、縦覧期間中に、春日部市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 1 4 日

春日部市長 岩 谷 一 弘

1 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画案及び策定理由書の縦覧期間

自 令和 8 年 9 月 1 4 日

至 令和 8 年 1 0 月 1 3 日

2 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画案及び策定理由書の縦覧場所

春日部市中央七丁目 2 番地 1

春日部市役所農業振興課